

サイクリックの会員の皆さまへ

2021年度

サイクリック交通事故保険(CJ+)のご案内

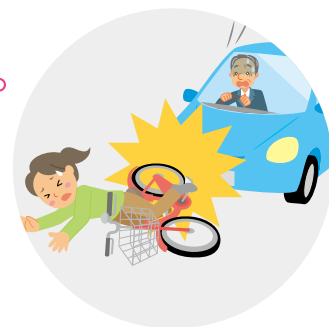
交通事故傷害保険

チャブ保険 | 2021年3月版

CHUBB®



交通乗用具*との接触や衝突などの交通事故等によるケガに備えるための保険です。



交通事故傷害保険

交通事故傷害保険は、交通事故等によるケガと日常生活における賠償事故を補償します。

補償内容

交通事故傷害保険

交通事故等による傷害(死亡・後遺障害・入院・手術)を補償します。日本国内外を問わず、「交通事故」および「交通乗用具*」の火災などによりケガをされたときに保険金をお支払いします。

① 交通乗用具*によるケガ

- 交通乗用具*に乗っているときのケガ
- 交通乗用具*にはねられたときのケガ

② 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ

- ホームで転んでケガ



③ 道路通行中のケガ

- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との接触によるケガ

④ 交通乗用具*の火災によるケガ

- 交通乗用具*の火災

● 賠償責任(特約) 示談交渉サービス付

日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害をあたえ、法律上の賠償責任を負われたとき保険金をお支払いします。

- 買い物中、高価な商品を落として壊した
- 散歩中に飼い犬が他人に噛みつきケガを負わせた
- 自転車で歩行者に衝突しケガを負わせた
- ゴルフ中、他人にケガを負わせた

保険金の種類		エコノミー	スタンダード	
保険金額	死亡・後遺障害保険金(最高)	213万円	554万円	
	入院保険金(日額)	2,500円	5,000円	
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合	傷害入院保険金日額×10倍	
		それ以外の手術の場合	傷害入院保険金日額×5倍	
賠償責任保険金	2億円	2億円		
年間保険料		3,000円	5,000円	

● お申込人となれる方

サイクリック会員でかつサイクリック会員規約による制限に掛からない方に限ります。

● 被保険者となれる方

サイクリック会員でかつサイクリック会員規約による制限に掛からない方に限ります。

● 保険期間

2021年4月1日午前0時～2022年4月1日午後4時(1年間)

● 中途加入の取扱いについて

中途加入の場合、補償開始日時は会員加入後に保険料を決済した日の翌日午前0時もしくは保険料を決済した日に属する月の翌月の1日午前0時になります。補償終了日は翌年の補償開始日に属する月の1日の午後4時までとなりますのでご注意ください。(例:6月15日に入会の方は、6月16日午前0時もしくは7月1日午前0時から翌年の6月1日午後4時もしくは7月1日午後4時までの補償となります。)

● お支払いする保険金について

交通事故傷害保険 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

この保険における事故とは次のようなものをいいます。

- **交通事故**：運行中の交通乗用具（自動車・自転車・電車・航空機・船舶など）との接触・衝突などの交通事故。また、運行中の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故。
- **駅構内での事故**：乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの間に起きた事故。
- **道路通行中の次の事故**：作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害（道路通行中の単なる転倒やつまずきなどにより被ったケガについては、対象とはなりません。）
- 交通乗用具の火災によって被った傷害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	被保険者が、この保険における事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失により被ったケガ ② 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為により被ったケガ ③ 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中に被ったケガ ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失により被ったケガ ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動等により被ったケガ ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質等の有害な特性により被ったケガ ⑩ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑪ 職務として、交通乗用具への荷物等の積み込みおよび積卸し作業、交通乗用具上での荷物等の整理作業、または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故により被ったケガ ⑫ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 等
後遺障害保険金	この保険における事故によるケガが原因で、被保険者に事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ● 保険金額 × 100% ～ 4%	
入院保険金	被保険者がこの保険における事故によるケガが原因で、入院された場合。	次の通り保険金をお支払いします。 ● 入院保険金日額 × 入院日数 ● 事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。 ● 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても入院保険金を重複してお支払いできません。	
手術保険金	被保険者がこの保険における事故によるケガの治療のために、事故発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。手術とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 * 創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術等は補償対象外です。 ● 先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り。）	手術の内容に応じて次の通り保険金をお支払いします。 ① 入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ② 上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 ①および②の手術を受けた場合は①を適用 ● 1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	
賠償責任保険金（日本国内のみ） * 賠償責任危険補償特約付帯の方には自動的に賠償事故解決特約が付帯されます。	賠償責任危険補償特約 日本国内において次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 ① 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故 ● この特約における被保険者とは、被保険者本人、被保険者本人の配偶者、被保険者本人または配偶者の同居の親族、被保険者本人または配偶者の別居の未婚の子をいいます。 賠償事故解決特約 被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。 ● 損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。	損害賠償金および費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。 ● 損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ● 弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ● 他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。 ● 被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。	① 保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ② 地震、噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ③ 戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償事故 ④ 核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤ 職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故） ⑥ 同居の親族に対する賠償事故 ⑦ 借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧ 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等

* 「交通乗用具」とは次のようなものをいいます。

- ① 軌道上を走行する陸上の乗用具：自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト
- ② 軌道を有しない陸上の乗用具：自動車（スノーモービルを含む）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両によりけん引される車、そり、身体障害者用車いす、ベビーカー、走行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限る）
- ③ 空の乗用具：航空機（飛行機、ヘリコプター等）
- ④ 水上の乗用具：船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含む）およびボートを含む）
- ⑤ その他の乗用具：エレベーター、エスカレーター、動く歩道

付帯サービス

ご契約いただいたお客様には、ご契約期間中、以下の付帯サービスを無料でご利用いただけます。

SOS ホットライン〈国内〉

24時間緊急医療・健康相談サービス

ご契約者とそのご家族が受けられる電話相談サービスです。相談スタッフ（医師、保健師、看護師）が健康・医療に関する様々なご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

示談交渉サービス

賠償責任危険補償特約付帯のご契約者の方は、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

（注）損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

1. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1. に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

1. 法令に基づく場合
2. 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
3. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
4. 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

2. 事故が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または下記窓口にご連絡ください。

事故受付窓口：年中無休 24時間受付

おケガの場合

0120-091-313

おケガ以外の場合

0120-011-313

- 賠償責任危険補償特約をセットしてご契約の場合、賠償事故に係わる示談交渉の際は、その都度必ず事前に弊社にご相談ください。

3. その他

このパンフレットは「交通事故傷害保険」の概要をご説明したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または弊社にお問合わせください。

- ご契約に際しては、保険契約申込書添付の重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずお読みください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましても弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することと致しておりますので、お確かめください。なお、ご契約後1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までご照会ください。

4. 共同保険に関するご説明

この保険は以下の保険会社による共同保険契約であり、Chubb 損害保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

Chubb 損害保険株式会社（幹事）：50%

三井住友海上保険株式会社（非幹事）：50%

取扱代理店

株式会社オリエンタル

〒235-0022 横浜市磯子区汐見台1丁目6番地

TEL 045-753-3010 FAX 045-753-3011

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険） 神奈川支店

〒220-8144 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1

横浜ランドマークタワー

TEL 045-683-3600（代）

www.chubb.com/jp

CHUBB®